

令和6年度狩猟者登録事務実施要領

山形県最上総合支庁保健福祉環境部環境課

1 集中登録の期日・場所

対象者	期日	時間	場所
主に新庄市にお住まいの方	10月9日 (水)	9:30~11:30	新庄市民 文化会館
主に最上町にお住まいの方		13:30~15:30	
主に金山町、舟形町、真室川町にお住まいの方	10月10日 (木)	9:30~11:30	小ホール
主に大蔵村、鮭川村、戸沢村にお住まいの方		13:30~15:30	

※ 受付開始時間は混み合いますので、時間をずらして手続きすることをお勧めします。

2 提出書類

※ 複数の種類で登録を行う場合、登録する種類毎に(1)、(2)の書類が必要になります。

(1) 狩猟者登録申請書

※申請書は申請日に会場で配布し、その場で記入。

(2) 写真 (3.0cm×2.4cm)

※申請書用の写真は、登録する種別ごとが必要です。(例：わな猟と網猟を登録する場合、2枚。)これと別に、登録証用の写真を1枚準備願います。

※申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で、裏面に氏名と撮影年月日を記入したもの。狩猟免状に「眼鏡等使用」と記載がある場合は眼鏡等を使用して撮影すること。

(3) 狩猟事故共済保険契約者証又はハンター保険加入証 (原本の提示 又は コピーの添付)

(4) 銃砲所持許可証

(第一種又は第二種銃猟を登録する者のみ、原本の提示 又は 顔写真のページのコピーの添付)

(5) 狩猟免状

(原本の提示 又は コピーの添付)

(6) 狩猟税の軽減に関する書類 (対象者のみ)

ア 県民税の所得割を納付することを要しない方

・ 県民税の所得割を納付することを要しない旨の市町村の証明書

※控除対象配偶者又は扶養親族に該当する方で農林水産業に従事している者にあつては、市町村の証明書と農林水産業に従事していることを明らかにした書面

イ 対象鳥獣捕獲員の方

・ 対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

※市町村長が交付する対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書

ウ 有害鳥獣捕獲従事者の方 (指定管理鳥獣等捕獲事業の従事者を含む)

・ 登録申請前1年以内に県内において有害鳥獣捕獲に従事したことを確認できる書類

※許可証又は従事者証の写しに、従事年月日や従事内容を記載したもの

エ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者の方

・ 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

・ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書

(裏につづく)

- ・登録申請前1年以内に県内における捕獲に関し交付された従事者証の写し
- ・委託期間に登録申請前1年以内の日が含まれる委託契約書の写し

3 登録手数料（県証紙） 登録する種類毎に1,800円

※収入印紙ではないので注意すること

4 狩猟税額（現金）

※第一種銃猟免許で空気銃も含めて登録を受けた場合、空気銃が使用できます。

種別	I 通常登録	II 有害鳥獣捕獲従事者	III 対象鳥獣捕獲員及び 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者
第一種銃猟	16,500円 [11,000円]	8,200円 [5,500円]	免除 ※登録手数料は必要
網猟又はわな猟	8,200円 [5,500円]	4,100円 [2,700円]	
第二種銃猟	5,500円	2,700円	

[]：当該年度の県民税の所得割を納付することを要しない者のうち、次のいずれかに該当する者

- (1) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない者
- (2) 同一生計配偶者又は扶養親族に該当し、かつ農業・水産業又は林業に従事している者
- (3) 本年度の県民税の所得割額の納付を要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者

※前ページの2 提出書類の(6)アの書類の提出が必要となります。

5 その他

(1) 集中登録の期間以外の狩猟者登録等の手続きについて

- ア 狩猟者登録は、上記1の期間以外も最上総合支庁環境課（以下「環境課」という。）において随時受け付けるが、担当者が不在となる場合があるので、来庁前に電話等で連絡を入れること。
- イ 環境課で狩猟者登録の審査終了後、最上総合支庁税務課において狩猟税の納付手続きを行う。
- ウ 狩猟税納付後、環境課において狩猟者登録証・狩猟者記章等の交付を行う。

問い合わせ先

○狩猟者登録に関すること

最上総合支庁保健福祉環境部環境課 環境企画・自然環境担当 電話 0233-29-1285
〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 最上総合支庁 2階

○狩猟税に関すること

最上総合支庁総務企画部税務課 課税担当 電話 0233-29-1227
〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 最上総合支庁 1階